

令和3年度

県 税 決 算 の 概 要

財
税

務
務

部
課

< 目 次 >

1 決 算 額	1
2 徴収歩合の状況	2
3 収入未済額の状況	3
4 主な税目の調定徴収状況	5
5 令和4年度の税込確保対策等	11
(参考資料)	
令和3年度県税決算額	16

令和3年度の県税決算の概要について

1 決算額

- ・県税収入全体では、前年度から636億円増収となる7,858億円となり、2年連続の増収となった。
- ・特別法人事業譲与税を含めた全体でも、前年度から727億円増収となる8,737億円となり、平成27年度の8,023億円を上回る過去最高増収となった。

(単位:百万円、%)

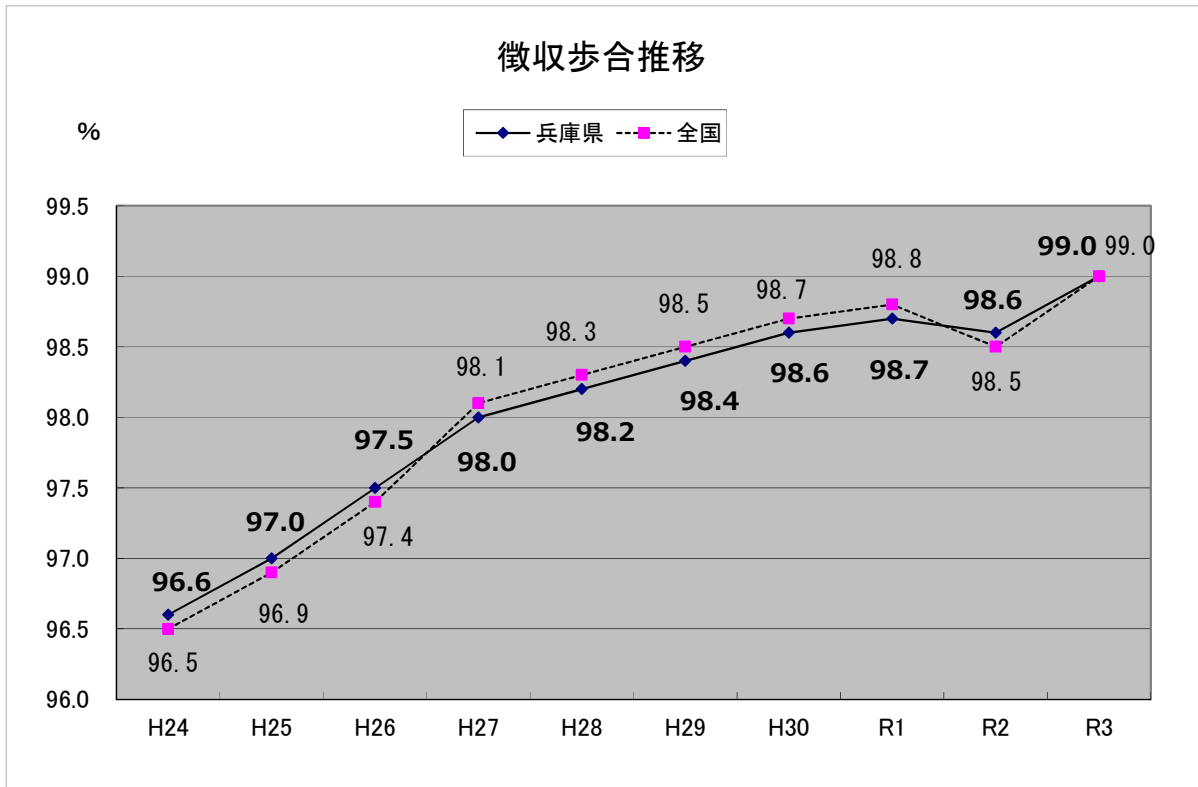
税目	R3		R2		対前年度 増減額 ①-②	対前年度伸率 ①/②
	決算額①	構成比	決算額②	構成比		
個人県民税	217,340	27.6	211,216	29.2	6,124	102.9
法人関係税	169,563	21.6	152,664	21.2	16,899	111.1
事業税	155,584	19.8	137,085	19.0	18,499	113.5
県民税	13,979	1.8	15,579	2.2	▲ 1,600	89.7
地方消費税(清算後)	260,019	33.1	221,832	30.7	38,187	117.2
自動車税	64,689	8.2	64,840	9.0	▲ 151	99.8
種別割	60,578	7.7	60,886	8.4	▲ 308	99.5
環境性能割	4,111	0.5	3,954	0.6	157	104.0
軽油引取税	39,617	5.0	39,048	5.4	569	101.5
不動産取得税	16,555	2.1	15,072	2.1	1,483	109.8
個人事業税	7,689	1.0	7,502	1.0	187	102.5
県たばこ税	5,412	0.7	5,109	0.7	303	105.9
ゴルフ場利用税	3,606	0.5	3,260	0.5	346	110.6
県民税利子割	1,300	0.2	1,681	0.2	▲ 381	77.4
その他	46	0.0	45	0.0	1	101.6
合計	785,836	100.0	722,269	100.0	63,567	108.8
特別法人事業譲与税	87,891	—	78,770	—	9,121	111.6
合計(再計)	873,727	100.0	801,039	100.0	72,688	109.1
法人関係税 + 特別法人事業譲与税	257,454	29.5	231,434	28.9	26,020	111.2

(注1) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。

(注2) 自動車税種別割には旧自動車税を含む(以下同様)。

2 徴収歩合の状況

- ・行財政運営方針で全国平均を上回る徴収歩合を目標として、兵庫県税収強化対策本部を設置し、現年課税分の早期納税の促進や差押の実施などの税収強化に取り組んだ結果、県税全体の徴収歩合は99.0%と過去最高、かつ全国平均と同率となった。

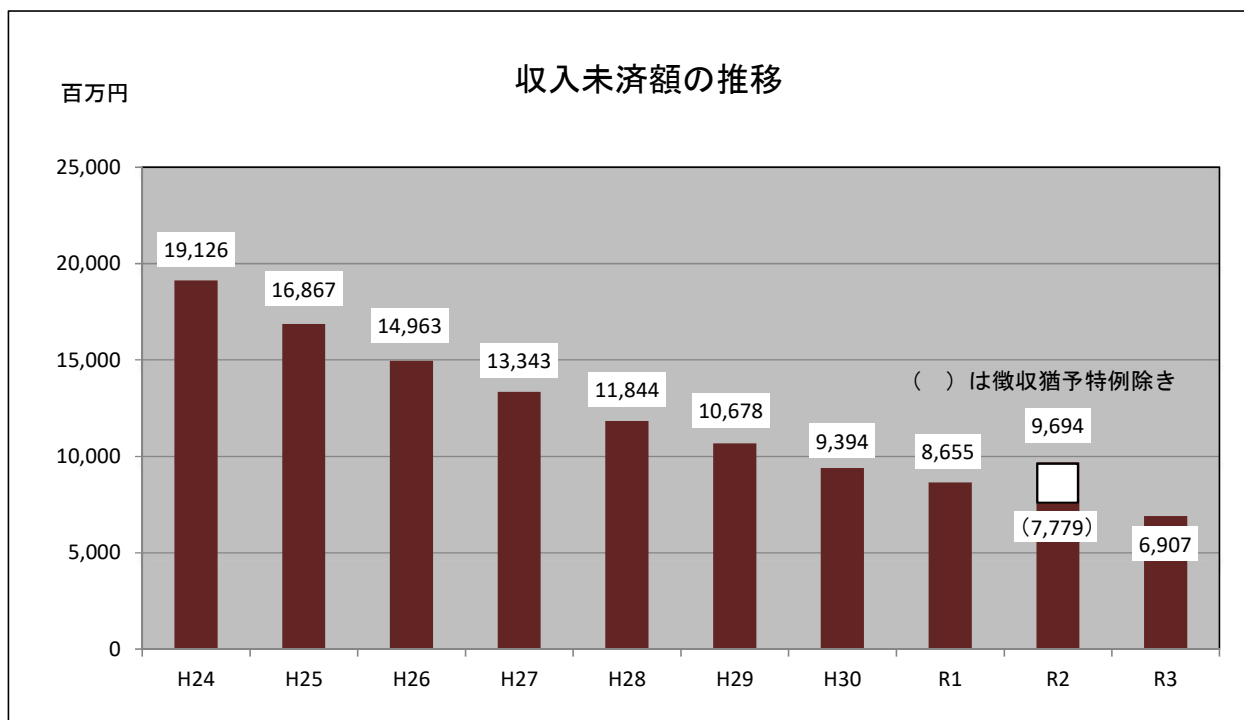


(単位: %)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	対前年度増減	
(徴収猶予特例除き) 県税合計	96.6	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	(98.8) 98.6	99.0	(0.2) 0.4	
主な税目	個人県民税	93.2	94.1	94.6	95.2	95.5	96.1	96.1	96.5	(96.9) 96.9	97.3	(0.4) 0.4
	法人関係税	99.3	99.5	99.6	99.7	99.7	99.8	99.9	99.7	(99.6) 98.7	99.7	(0.1) 1.0
	自動車税	96.6	97.1	97.6	98.0	98.3	98.5	98.7	98.9	(99.1) 99.0	99.1	(0.0) 0.1
	軽油引取税	99.6	99.3	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7	98.7	(99.7) 99.7	99.7	(0.0) 0.0
	不動産取得税	91.8	92.9	95.4	95.8	96.8	97.5	96.4	97.7	(98.0) 96.5	97.6	(▲) 0.4 1.1
	個人事業税	92.6	94.3	95.5	96.4	97.0	97.5	97.7	97.7	(97.9) 97.7	98.1	(0.2) 0.4
(参考) 全国平均	96.5	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.5	99.0	0.5	

3 収入未済額の状況

- ・収入未済額は、徴収猶予特例を除く令和2年度の実質的な収入未済額78億円の更なる縮減を目標に、税込確保に取り組んだ結果、前年度から実質ベースで9億円減少し、69億円となった。

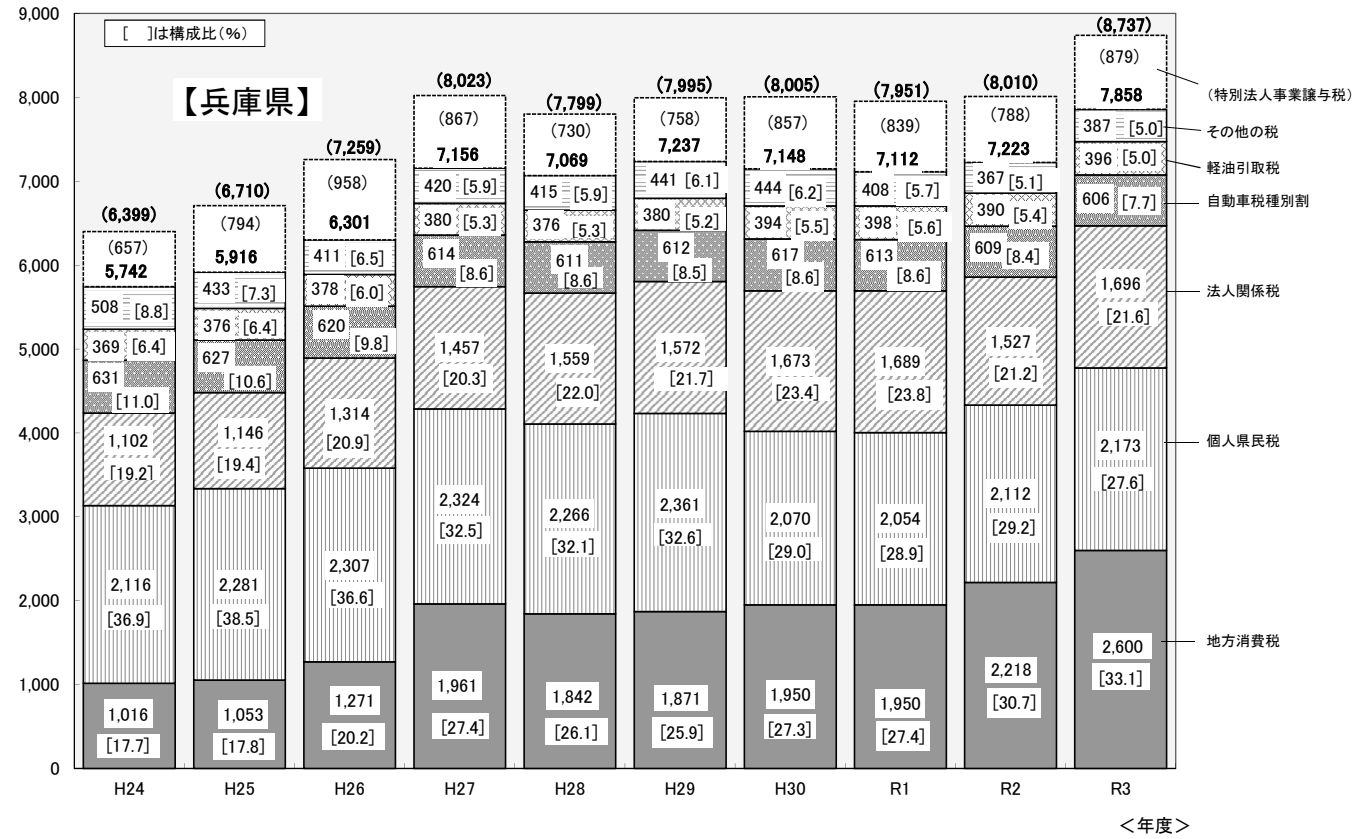


(単位: 百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	対前年度増減
(徴収猶予特例除き) 県税合計	19,126	16,867	14,963	13,343	11,844	10,678	9,394	8,655	9,694	6,907	(▲ 872) ▲2,787
主な税目	個人県民税	14,660	13,203	11,941	10,761	9,779	8,903	7,652	6,802	5,484	(▲ 669) ▲818
	自動車税	1,997	1,680	1,344	1,121	948	832	718	647	484	(519) ▲60
	不動産取得税	1,273	874	726	627	504	401	577	361	386	(284) ▲135
	法人関係税	604	475	443	388	316	282	195	391	393	(570) ▲1,614
	軽油引取税	139	273	233	218	102	102	101	303	1	(101) ▲100
	その他の税	453	362	276	228	195	158	151	151	219	(152) ▲60
	(参考) 法定徴収猶予分・個人県民税を除く収入未済額	4,292	3,304	2,729	2,505	1,999	1,757	1,722	1,624	3,374	1,405
(参考) 全 国	468,333	418,239	370,256	319,544	276,523	237,378	213,922	202,405	271,586	178,704	▲92,882

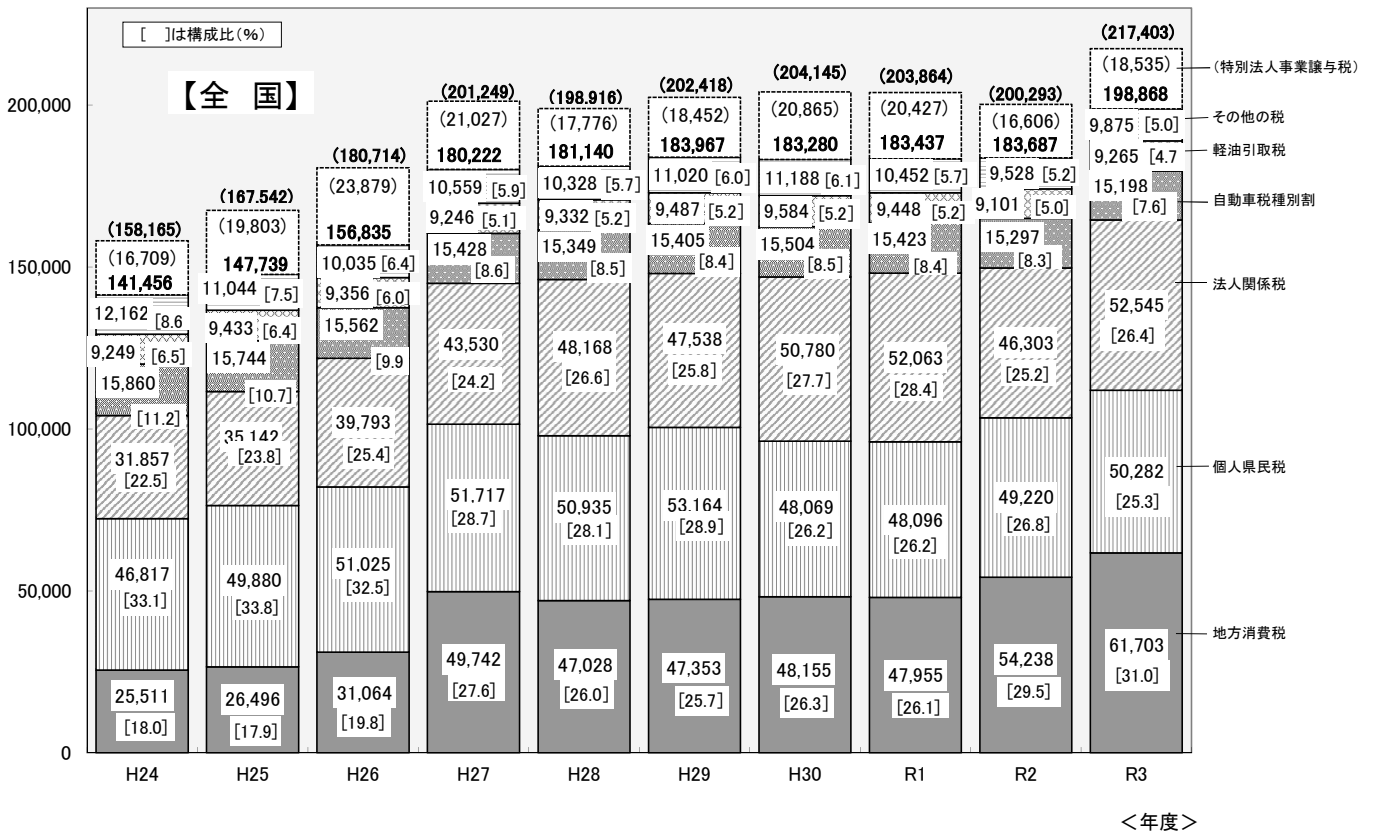
[決算額の推移]

<億円>



※ 兵庫県の地方消費税は清算後の数値を計上。()書きは特別法人事業譲与税(R1までは地方法人特別譲与税)を含む額

<億円>



※ 全国の地方消費税は清算前の数値を計上。()書きは特別法人事業譲与税(R1までは地方法人特別譲与税)を含む額

4 主な税目の調定徴収状況

(1) 個人県民税

堅調な企業業績により配当割、株価高騰や株式取引額の増加により株式等譲渡所得割がいずれも約1.5倍の伸びとなったことから、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人県民税	223,258	217,340	97.3	102.4	102.9
均等割・所得割	193,894	187,976	96.9	97.9	98.3
配当割	13,468	13,468	100.0	144.7	144.7
株式等譲渡所得割	15,896	15,896	100.0	147.8	147.8

(※均等割・所得割は市町で賦課・徴収を行っている。)

(参考) 均等割・所得割の現年調定額

区 分	課 税 人 員		調 定 額		1 人 当 たり 税 額	
	(人)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(円)	対前年度比(%)
特別徴収	2,151,928	100.4	149,968	98.3	69,690	97.9
普通徴収	540,146	94.2	37,536	97.4	69,492	103.3
合 計	2,692,074	99.1	187,504	98.1	69,650	99.0

(2) 法人関係税

税率引下げ（標準税率：3.2%→1.0%）により法人県民税が前年度を下回るものの、法人事業税では、新型コロナウイルス禍で落ち込んだ企業業績に回復傾向が見られたことから、前年度を大きく上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	155,963	155,584	99.8	112.3	113.5
法人県民税	14,059	13,979	99.4	88.9	89.7
合 計	170,022	169,563	99.7	109.9	111.1

(参考)

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
特別法人事業税※	57,196	57,015	99.7	106.1	107.3
特別法人事業譲与税	87,891	87,891	100.0	111.6	111.6

※地方法人特別税を含む（以下同様）。

税源の偏在是正のため、都道府県が徴収した特別法人事業税は一旦国に払い込まれ、人口基準を用いて国から各都道府県に特別法人事業譲与税として再配分されている（令和2年度から譲与開始）。

(業種別の現年調定額の対前年度比)

・ 製造業 (117.2%)

14業種のうち12業種が増収となり前年度を上回る。

<増収となった主な業種>

電機 (141.8%)、化学 (121.3%)、金属 (124.6%)

電機は設備投資等で需要停滞があったものの巣ごもり消費等の需要増加により、化学は主力製品の販売量増加や経費削減の徹底により、金属は設備投資等の需要増により、前年度を上回った。

<減収となった業種>

輸送用機械 (74.9%)

輸送用機械が航空宇宙システム事業や車両事業の需要減により、前年度を下回った。

・ 非製造業 (108.7%)

12業種のうち9業種が増収となり、前年度を上回る。

<増収となった主な業種>

小売 (119.3%)、卸売 (117.3%)、サービス (105.7%)

小売、卸売、サービスは巣ごもり消費の増加等により、前年度を上回った。

<減収となった業種>

運輸通信 (81.9%)、電力 (95.9%)

運輸通信は通信事業や物流事業は堅調なもの旅客数の減少等により、電力は小売販売電力量の減少により、前年度を下回った。

(3) 地方消費税

輸入額の大幅な増を反映した貨物割の増収に伴い、前年度を大きく上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
地方消費税 (清算後)	260,019	260,019	100.0	117.2	117.2

地方消費税は各取引時に税が課されるが最終的な税負担者は最後の消費者となる。このため、最後の消費者が属する都道府県に税収を帰属させる必要があり、消費に関連した基準を用いて各都道府県に再配分する清算制度が設けられている。

(参考) 地方消費税 (清算前)

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
譲 渡 割	118,841	118,841	100.0	110.8	110.8
貨 物 割	132,208	132,208	100.0	130.2	130.2
合 計	251,049	251,049	100.0	120.3	120.3

(4) 自動車税種別割

課税台数、1台あたり税額ともに微減したことにより、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税種別割	61,113	60,578	99.1	99.4	99.5

[課税状況]

(単位：台、%)

区 分	台数等	対前年度比
登録台数	1,776,789	99.8
非課税等台数	103,443	98.1
課税台数	1,673,346	99.9
1台あたり税額	36,202円	99.7

(課税台数内訳)

(単位：台、%)

区 分	台 数	対前年度比
乗用車 (1.5L以下)	621,223	101.5
乗用車 (1.5L超2.0以下)	527,255	99.1
乗用車 (2L超)	293,976	97.3
トラック等	230,892	100.8
合 計	1,673,346	99.9

[恒久減税(令和元年度税率引下げ)影響 △512百万円(対前年度比294.8%)]

令和元年10月以後に新車新規登録の自家用乗用車は税率引下げ(39,500円→36,000円等)

[グリーン化特例に関する状況]

(単位：%)

区分	台 数	対前年度比	調定額	対前年度比
軽課	44,594台	92.7	△1,119百万円	88.7
重課	333,733台	100.1	1,711百万円	100.8
合計	378,327台	99.1	592百万円	135.6

※軽課：新車新規登録された電気自動車等の環境負荷の小さい自動車に対し、登録翌年度に限り税率を概ね75%又は50%軽減。

重課：新車新規登録から一定年数(ガソリン車の場合13年超等)を経過した自動車に対し、経過した翌年度から税率を概ね15%重課(バス・トラックは概ね10%重課)。

(5) 自動車税環境性能割

令和元年10月からの自家用乗用車に係る税率1%分の臨時的軽減措置が、令和3年12月末取得までで終了したことから、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税環境性能割	4,111	4,111	100.0	104.0	104.0

(現年調定額等と対前年度比)

(単位：%)

区 分	調定額		課税台数		1台当たり税額	
新車	3,668百万円	103.8	56,259台	88.9	65,206円	116.7
中古車	443百万円	105.3	13,895台	91.3	31,847円	115.3
計	4,111百万円	104.0	70,154台	89.4	58,598円	116.3

(6) 軽油引取税

トラック輸送の回復傾向等を背景に、納入数量が増加(103.0%)したことに伴い、課税標準量が増加(102.0%)し、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
軽油引取税	39,718	39,617	99.7	101.5	101.5

(7) 不動産取得税

土地取引が増加したことに加え、家屋移転分も伸びたため、全体でも前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
不動産取得税	16,960	16,555	97.6	108.5	109.8

(現年調定額と対前年度比) (単位：百万円、%)

区 分		調定額	対前年度比
家 屋	新 築	5,515	97.8
	移 転	4,575	106.4
	小 計	10,090	101.5
土 地		6,374	118.9
合 計		16,464	107.6

(8) 個人事業税

請負業等で前年度を下回るものの、税収の中で最も高い構成比を占める不動産貸付業や、物品販売業等が前年度を上回り、全体としても前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人事業税	7,838	7,689	98.1	102.0	102.5

(主な業種の現年調定額と対前年度比等) (単位：百万円、%)

区 分	調定額	対前年度比	構成比
不動産貸付業	2,817	101.1	36.7
請 負 業	1,616	97.7	21.1
物品販売業	525	123.8	6.8
税 理 士 業	382	109.7	5.0
製 造 業	252	86.5	3.3
そ の 他	2,081	102.6	27.1
計	7,673	101.9	100.0

(9) 県たばこ税

課税本数は減少(99.0%)したものの、令和3年10月から税率が引上げられたため(1,000円→1,070円(1,000本当たり))、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県たばこ税	5,412	5,412	100.0	105.9	105.9

(10) ゴルフ場利用税

コロナ禍により減少した前年度から利用者数が回復し、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
ゴルフ場利用税	3,612	3,606	99.8	109.3	110.6

(課税人員等と対前年度比) (単位：%)

区 分	人員・税額	対前年度比
課税人員	5,522千人	107.7
1人当たり課税額	646円	100.3

(非課税人員) 1,451千人 (111.1%) (ゴルフ場数) 160か所 (▲1か所)

(11) 県民税利子割

大宗を占める銀行等預金利子が、定期預金の金利低下の影響から減少し、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県民税利子割	1,309	1,300	99.4	77.5	77.4

(現年調定額と対前年度比等) (単位：百万円、%)

区 分	調定額	対前年比
銀行等預金利子	994	72.6
公社債利子等	308	96.5
計	1,302	77.2

5 令和4年度の税収確保対策等

(1) 税収確保対策

① 取組方針

県政改革方針に基づき、全国平均を上回る徴収歩合を達成するとともに、収入未済額をさらに縮減するため、全県及び県民局・県民センター(県税事務所)に税収強化対策本部を設置し、税収確保対策に取り組む。毎月、対策本部会議を開催し、進行管理の徹底を図る。

なお、取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により資力が低下した納税者等に対して、十分に配慮する。

【徴収歩合】

(単位：%)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (当初)
(猶予特例除き) 本 県①	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	(98.8) 98.6	99.0	99.1
全 国②	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.5	99.0	
差 (①-②)	+0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	+0.1	±0.0	

※令和4年度の本県は当初予算

【収入未済額】

(単位：百万円)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R3-R2
(猶予特例除き) 県税合計	10,678	9,394	8,655	(7,779) 9,694	6,907	(▲872) ▲2,787

② 主な対策

ア 個人県民税の滞納対策の強化

(ア) 市町の徴収対策等への支援

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援

<支援内容>

- ・ 市町間連携への支援を行うため、市町間併任にかかる先進事例等の情報提供や市町間併任を必要とする市町の仲介等を実施
- ・ 地域別会議等の場を活用し、具体的な処理困難事例や効果的な徴収対策に関する情報提供を行うことなど、情報提供機会を充実
- ・ 全市町を対象に、法律解釈や徴収技術に関する質問に対応するとともに、特に困難な事案がある場合や進行管理が行えていない場合等に市町への個別指導を実施するなど、助言・指導の強化

(イ) 特別徴収の推進

平成30年度から開始した全ての事業者を対象とした特別徴収義務者の一斉指定について、県内市町と連携しながら、新規事業者や関係団体への周知・理解促進に取り組むほか、滞納があった場合の滞納処分の実施等、引き続き制度の適切な運用に努める

(ウ) 県・市町共同徴収対策の実施

項目	R4 取組	R3 実績
共同文書催告	県民局・県民センターごとに設置している市町との地域別会議で毎年度具体的な実施内容を決定	33 市町 31, 581 件
徴収確保重点月間（12 月）の市町との合同実施		合同重点月間の設定 5 地域
地域別市町職員研修		8 地域で開催、75 人参加

イ 滞納整理の強化

「滞納整理ガイドライン」、「滞納整理マネジメントマニュアル」及び「滞納整理支援システム」を活用し、差押執行分の処理促進、個人事業税の県下一斉催告の実施、自動車税の滞納分の処理促進、課税年度の古い滞納繰越分の集中処理等、催告や差押等による滞納処分等を計画的に進め、収入未済額の縮減を図る。

項目	R4 取組	R3 実績
R4 年度滞納分の処理促進	①自動車税特別支援班による電話催告 ②自動車税の書面による全県一斉催告(8・10・12・1・3月) ③個人事業税の文書・電話による全県一斉催告(10・12・1月催告)	① 催告件数： 7,868 件 ② 催告件数： 93,023 件 計：100,891 件 徴収額：1,553,993 千円 ③ 催告件数： 2,088 件 徴収額：123,666 千円
自動車税現年滞納分の集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 1,299 件、徴収額 23,366 千円
自動車税滞納繰越 1 年経過分の集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 384 件、徴収額 8,788 千円
長期間差押執行分の集中処理	H29 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等を実施	H28 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等の実施 27 件、徴収額等 2,389 千円
高額・困難事案の処理促進	①県民局・県民センター（県税事務所）ごとの徴収強化対策本部において、地域の実情に応じた滞納対策を決定し実施 ②徴収確保重点月間（12 月）の設定	実施人員 221 人、徴収額 813,130 千円
タイヤロックを活用した自動車の差押え		前提交渉 124 人、装着 6 台（2 台公売）、成果 18,646 千円（うち公売分 519 千円）
搜索による動産の差押え		8 県税事務所、19 箇所実施
インターネット等を活用した公売		2 物件、売却額 888 千円（インターネット公売 1 件実施・不落）

ウ 軽油引取税の対策

令和3年度は、令和2年度に犯則調査を実施した不正軽油の製造・販売を行った者について、告発をした。

また、軽油引取税は申告納税制度を採用しており、申告数量の適否の確認を行う税務調査は極めて重要であることから、令和4年度は、重点実施調査として特別徴収義務者に対する帳簿調査を中心とした課税標準調査を実施する。

項目	R4 取組	R3 実績
摘発の推進	近畿府県や県警等関係機関と連携を図り、さらに不正軽油の流通阻止に向けて取り組むとともに、悪質業者の摘発を推進	<ul style="list-style-type: none"> 不正軽油の製造、販売を行った者について、告発 兵庫県不正軽油対策協議会等を通じ、情報交換や啓発広報を実施
重点実施調査	特別徴収義務者への帳簿調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 複雑な流通経路の課税済軽油を引取る者、大量の軽油周辺油種を販売する者等を対象に、申告数量の根拠となる帳票、課税済軽油に関する課税状況等の確認を実施 申告誤りを発見した場合、課税処分を行うとともに、適切な申告を指導 	免税軽油使用者への調査と免税制度の適正な運用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 船舶等使用数量が多い免税軽油使用者を対象に、免税軽油の不正使用等がないか、重点的に調査を実施 免税軽油使用者証や免税証の交付時等の機会を捉え、適正な申請と使用の徹底について指導 調査者数 112 者 課税件数 247 件 課税額 4,879 千円
路上・事業所における抜取調査	近畿府県不正軽油追放強調月間（10月）等で実施	<ul style="list-style-type: none"> 路上：9回実施 108本抜取（要調査0本） 事業所：272箇所 308本抜取（要調査3本） （重点実施調査分を含む） 要調査分：問題なし2、調査中1
公共工事現場における抜取調査	県公共工事発注部局と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> 34箇所を実施 50本抜取（不良0本）

※ 調査により不良軽油を発見した場合、販売経路等の追跡調査を実施し、購入者への不買指導、販売者への課税処分、他府県への通報等を行う。
特に悪質な者には、告発等を見据えた犯則調査に移行する。

エ 納税環境の整備

スマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納税など、多様な納税手法の利用促進に向けた県民広報を推進する。

(2) 課税自主権の活用

本県では、課税自主権を活用し、法人県民税（法人税割）、法人事業税、県民税均等割について、超過課税を実施している。

① 法人県民税（法人税割）超過課税

区 分	内 容
実施期間	(第10期) 令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間に開始する各事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または法人税額年2,000万円超の法人
超過税率	(第10期) 1.8%（標準税率1.0%）
税収見込	(第10期) 総額170億円程度（令和3年度：35億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援 ・ 子育てと仕事の両立支援 ・ 子育て世帯への支援

② 法人事業税超過課税

区 分	内 容
実施期間	(第9期) 平成28年3月12日から令和3年3月11日までの5年間に終了する各事業年度分 (第10期) 令和3年3月12日から令和8年3月11日までの5年間に終了する各事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または所得金額7,000万円（収入金課税法人については収入金額5.6億円）超の法人
超過税率	標準税率（法人事業税と地方法人特別税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度については特別法人事業税）の合算ベース）の1.05倍
税収見込	(第9期) 総額420億円程度（令和3年度：2億円） (第10期) 総額350億円程度（令和3年度：88億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポストコロナ社会における新たな産業・雇用構造の創造 ・ 稼ぐ力を持つ産業の強化 ・ 環境変化に対応し、挑戦する人材の強化 ・ 地域の魅力で沸き起こる交流の強化 ・ 産業立地基盤整備・防災力の強化

③ 県民緑税（県民税均等割超過課税）

区 分	内 容
実施期間	(第3期) 個人：平成28～令和2年度分 法人：平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間に開始する各事業年度分 (第4期) 個人：令和3～令和7年度分 法人：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間に開始する各事業年度分
対象	個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人（一定の所得基準等を下回る等により均等割が課税されない人は対象外） 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等
超過税率 (標準税率に上乘せ)	個人：800円（個人県民税均等割額の標準税率は1,000円） ※別途、東日本大震災の復興特例加算分として500円加算（平成26～令和5年度） 法人：標準税率の均等割額の10%相当額
税収見込	(第3期) 総額120億円程度（令和3年度：7億円） (第4期) 総額120億円程度（令和3年度：19億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森づくり ・都市の緑化（県民まちなみ緑化事業）

（3）制度改正に向けた国への働きかけ強化（主な項目）

① 地方税体系の充実強化

- ア 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討
- イ 国際課税ルールの見直しに伴う地方法人課税の制度検討
- ウ 金融所得課税の適切な見直し
- エ 応益性を反映する外形標準課税の拡充
- オ 個人事業税の対象業種の限定廃止など、事業税の課税の仕組みの見直し
- カ 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持
- キ ゴルフ場利用税の堅持
- ク 消費税インボイス制度導入に向けた事業者への支援
- ケ 森林環境税及び森林環境譲与税の円滑な導入のための措置
- コ 国・地方間の税源配分のあり方を見直し

② ふるさと納税の適切な制度設計

- ア ふるさと納税ワンストップ特例制度の是正
- イ 個人住民税の特例控除額の限度額（所得割額の2割）の見直し

(参考資料) 令和3年度 県税決算額

(単位：百万円)

区分 税目		令和3年度						
		最終予算額		調定額 (B)	徴収額 (C)	徴収率 (C)/(B)%	前年度決算対比	
		収入額 (A)	前年度決算対比 %				調定 %	徴収 %
個人県民税		216,886	102.7	223,258	217,340	97.3	102.4	102.9
法人関係税	法人事業税	150,215	109.6	155,963	155,584	99.8	112.3	113.5
	法人県民税	13,674	87.8	14,059	13,979	99.4	88.9	89.7
	計 ①	163,889	107.4	170,022	169,563	99.7	109.9	111.1
地方消費税(清算後)		261,140	117.7	260,019	260,019	100.0	117.2	117.2
自動車関係税	自動車税種別割	60,594	99.5	61,113	60,578	99.1	99.4	99.5
	自動車税環境性能割	4,016	101.6	4,111	4,111	100.0	104.0	104.0
	軽油引取税	39,863	102.1	39,718	39,617	99.7	101.5	101.5
	計	104,473	100.6	104,942	104,306	99.4	100.3	100.4
その他税	不動産取得税	16,542	109.8	16,960	16,555	97.6	108.5	109.8
	個人事業税	7,651	102.0	7,838	7,689	98.1	102.0	102.5
	県たばこ税	5,405	105.8	5,412	5,412	100.0	105.9	105.9
	ゴルフ場利用税	3,571	109.6	3,612	3,606	99.8	109.3	110.6
	県民税利子割	1,377	81.9	1,309	1,300	99.4	77.5	77.4
	狩猟税	35	101.7	36	36	100.0	102.2	102.2
	鉦区税	10	98.5	10	10	100.0	99.4	99.4
	計	34,591	105.9	35,177	34,608	98.4	105.2	105.9
合計		780,979	108.1	793,418	785,836	99.0	108.3	108.8

[特別法人事業譲与税を含めた場合]

特別法人事業譲与税 ②	87,876	111.6	87,891	87,891	100.0	111.6	111.6
法人関係税(再計) ① + ②	251,765	108.8	257,913	257,454	99.8	110.4	111.2
合計(再計)	868,855	108.5	881,309	873,727	99.1	108.6	109.1

(注) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。